

第11 避難設備（器具）に関する設置基準

1 用語の定義

- (1) 取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあつては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全が確保されている避難通路が設けられていること。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することができるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上の堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (11) 固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具で取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

2 設置位置等

- (1) 各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作部、操作面積、降下空間及び避難空地は次によること。
 - (2) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）
 - ア 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられている場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。
 - イ 吊り下げ式のものは、吊り下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。
- ※ 揺れ止め措置が講じられているものは、ただし書きの降下に支障が生じないものと

して取り扱って支障ない。

ウ 避難はしごを使用状態にした場合における最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降直面等までの高さは0.5m以下であること。

エ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。

オ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）の部分に設けること。ただし、4に定める避難専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

(3) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前(2)、イ及びウを準用するほか、次のよること。

ア 避難はしごは、吊り下げはしごであること。

イ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、4に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

エ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直上階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

オ 避難器具用ハッチには、金属製の上ぶたを設け、容易に開けることができるように設けること。

カ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。

(4) 緩降機

(2)、ア及びエを準用するほか、次によること。

ア 床から取付部の開口部下端までの高さが、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

イ 緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。

(5) 救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）

ア 斜降式救助袋

前(2)、ア及びイを準用するほか、次によること。

(ア) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

(イ) 袋本体の下部出口部の降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

イ 垂直式救助袋

袋本体の下部出口部の降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

ウ 避難器具用ハッチに格納した救助袋

前(2), ウ及び(3), イからカを準用すること。

(6) 滑り台

前(2), ア及びエを準用するほか、次によること。

すべり台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(7) 滑り棒

前(2), ア及びエを準用するほか、次によること。

滑り棒は、取付部の開口部か下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置するす。

(8) 避難ロープ

前(2), ア, ウ及びエを準用すること。

(9) 避難橋

前(2), エを準用するほか、次によること。

ア 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

イ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じること。

ウ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。

(ア) 避難橋の幅は60cm以上とすること。

(イ) アルミニウム等高温により溶解しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部がない耐火構造の壁がある場合は、この限りでないこと。

(ウ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けること。

(エ) 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上安全を確認すること。

(オ) 避難橋の付近の適宜の場所(橋の両端について)には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱等を設けておくこと。

エ 公共用の道路上空に設置する場合は、前ウを準用するほか、次によること。

(ア) 転倒式、伸長式、回転式等の移動式にすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあつては、この限りでない。

(イ) 移動式の避難橋は、その一端を、プラット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

(ウ) 前(イ)の避難橋を架設する道路の幅員は、概ね5m未満の道路とすること。

(10) 避難用タラップ

(2), エ、オ及び(3), カを準用するほか、次によること。

避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に

段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(11) 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。

3 固定部・取付け具の構造、強度等

(1) 設計荷重

避難器具を取り付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、第11-2表のア欄及びイ欄を加えたものをウ欄に掲げる方向で加えた場合に、当該固定部に発生する応力に耐えるものでなければならない。

第11-2表

種 類		ア 荷 重 (k N)		イ 負荷荷重(k N)	ウ 荷重方向	
避難はしご		有効長(最上部の横棧から最下部横棧までの長さをいう。)について2 m又はその端数ごとに1.95を加えた値		自重 (取付け具の重量が固定部にかかるものにあつてはその重量を含む。以下同じ。)	鉛 直 方 向	
緩 降 機		最大使用者数×3.9				
滑 り 棒		全長につき 3.9				
避難ロープ		全長につき 3.9				
救 助 袋	垂直式 (袋長:L)	10 m ≥ L	6.6	入口金具重量	鉛 直 方 向	
		10 m < L ≤ 20 m	9.0			
20 m < L ≤ 30 m		10.35				
30 m < L		10.65				
斜降式 (袋長:L)			上部	下部	入口金具重量 (上部のみ)	上 部 俯角70度
		1.5 m ≥ L	3.75	2.85		
		1.5 m < L ≤ 3.0 m	5.85	5.25		
		3.0 m < L ≤ 4.0 m	7.35	6.45		
	4.0 m < L	8.70	7.50			下 部 仰角25度
滑 り 台		踊り場の床面積1 m ² 当たり 3.30+滑り面1 m ² 当たり1.30		自重+風圧力、地震力のいずれかの大きな値	合成力の方向	
避難用タラップ		踊り場の床面積1 m ² 当たり 3.30+滑り面1 m ² 当たり0.65				
避 難 橋		1 m ² 当たり3.30				

注1 風圧力：1 m²当たりの風圧力は、次の式によること。

$$q = 60k\sqrt{h}$$

q:風圧力(kN/m²)
 k:風力係数(1とすること。)
 h:地盤面からの高さ(m)

注2 地震力：建基政令第88条の規定によること。

(2) 取付け具の構造及び強度

避難器具を固定部に取り付けるための取付け具の材料、構造及び強度は、次によること。

ア 取付け具の材料

(ア) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)、J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼管)、J I S G 3466 (一般構造用角鋼管) 若しくは J I S G 3525 (ワイヤーロープ) に

適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有する材料（以下「鋼材等」という。）であること。

(イ) 耐食性を有しない材料にあつては、有効な耐食措置を講じられていること。

(ウ) 雨水等のかかる場所（直接外気に接する部分に限る。）に設けるものにあつては、J I S G 4303（ステンレス鋼棒）、J I S G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）、若しくはJ I S G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に適合するもの又はこれらと同等以上の耐食性を有するものであること。

イ 鋼材等の許容応力度

(ア) 鋼材等の許容応力度は、第11-3表の左欄に掲げる種類及び品質に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。

第11-3表

種類及び品質		許容応力度 (N/mm ²)			
		圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	SS400	240	240	240	240
	STK400				
	STKR400				
ボルト	黒皮	/	190	/	/
	仕上	/	240	/	180

(イ) ワイヤロープの許容引張応力は、切断荷重の3分の1とすること。

(ウ) 鋼材等の溶接継目ののど断面に対する許容応力度は、第11-4表の左欄に掲げる種類、品質及び溶接方法に応じ、同表の右欄に掲げる値とすること。

第11-4表

種類、品質及び溶接方法			許容応力度 (N/mm ²)			
			圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	SS400 STK400 STKR400	突合せ	210	210	210	120
		突合せ以外	120	120	120	120

ウ 取付け具の強度

取付け具の強度は、(1)で発生する応力に耐えられるものであること。

(3) 取付け具を建築物等に固定する方法

ア 建築物の主要構造部（柱、床、はり等構造耐力上、十分な強度を有する部分に限る。以下同じ。）に直接取り付ける場合

(ア) 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛け（先端をかぎ状に折り曲げたボルト等をコンクリートに埋設するものをいう。以下同じ。）する工法

(イ) 金属拡張アンカーによる工法（スリーブ打ち込み式に限る。以下同じ。）

イ 固定ベースに取り付ける場合

ウ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合

(ア) 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締付ける工法

(イ) 柱、はり等の強度を低下させない工法

(ウ) 建築物の柱、床、はり等の部分又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法

エ その他前アからウまでに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法の場合

(4) 前アからエに掲げる各工法に共通する施工基準

ア 各工法に共通する施工基準

(ア) ボルト及びナットは、J I S G 3123 (みがき棒鋼) 又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有する材料で作られていること。また、ネジ部は、J I S B 0205 (メートル並目ねじ) に適合すること。

(イ) ボルトは、呼び径がM10以上のものを使用すること。この場合において、固定部にかかる引張応力を引張り側のボルトの数で除した値が、第11-5表の左欄に掲げるボルトの呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる数値以下とすること。

第11-5表

ボルトの呼び径	許容荷重 (kN/本)	
	引張荷重	せん断荷重
M10	14	10
M12	20	15
M16	38	28
M20	59	44

(ウ) 耐食性を有しないボルト及びナット等には、有効な耐食措置が講じられていること。

(エ) 雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあつては、J I S G 4303 (ステンレス鋼棒) 又はこれと同等以上の耐食性を有するものを用いること。

(オ) ボルト及びナットには、スプリングワッシャ、割ピン等の緩み止めの措置が講じられていること。

(カ) ボルトは、途中に継ぎ目のないものであること。

(キ) ボルトは、増し締めができる余裕のあるねじが切られているものであること。

(ク) ボルト及びナット等の端部で、使用に際して、使用者及び器具等に損傷を与えるおそれのあるものは、当該部分をキャップ、カバー等で有効に防護すること。

イ 建築物の主要構造部に直接取り付ける場合の標準工法

(ア) 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し、又はフック掛けする工法

a 溶接し、又はフック掛けするボルト等 (引張り力のかかるものに限る。) は、ニ

本以上であり、かつ、溶接し又はフック掛けする鉄筋は、それぞれ別のものであること。

ただし、同一の鉄筋であってもボルト等の相互の間隔（隣接するボルト間の中心から中心までの長さをいう。以下同じ。）を0.2m以上として溶接し又はフック掛けする場合には、この限りではない。

- b ボルトを溶接し又はフック掛けする鉄筋は、径9mm以上、長さ0.9m以上のものとする。
- c 鉄骨にあっては、鉄筋と同等以上の強度を有する部分であること。
- d 鉄筋にボルトを溶接する場合には、溶接部に当該鉄筋と同径で長さ0.3m以上の添筋が入れられていること。
- e フック掛けするボルトは、かぎ状に十分折り曲げ、鉄筋又は鉄骨に針金等で緊結すること。

(イ) 金属拡張アンカーによる工法（軽量コンクリート及び気泡コンクリートで造られている部分を除く。）

a 埋込深さ等と間隔

(a) 埋込深さ（スリーブ長さをいう。以下同じ。）は、仕上げ部分（仕上げモルタル等の部分をいう。以下同じ。）の厚さを除き、第11-6表の左欄に掲げる金属拡張アンカーの呼び径に応じ、同表の中欄に掲げる埋込深さに対し、同表の右欄に掲げる穿孔深さの下限の値となるように施工すること。

第11-6表

金属拡張アンカーの呼び径	埋込深さ (mm)	穿孔深さの下限 (mm)
M10	40	60
M12	50	70
M16	60	90
M20	80	110

(b) コンクリート厚さに対する穿孔深さの限度は、第11-7表によること。

第11-7表

コンクリートの厚さ (mm)	穿孔深さの下限 (mm)
120	70以下
150	100以下
180	130以下
200	150以下

- b 金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカー埋込深さの3.5倍以上の長さとする。
- c 金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカー埋込深さの2倍以上の長さとする。
- d 金属アンカーは、増し締めのできるおねじ式とする。

- e アンカーボルトを埋め込むためコンクリートにあける穴は、当該アンカー又は金属拡張アンカーの径にほぼ等しいものであり、くさびが開き始めた状態でボルトがガタつかないものであること。
- f コンクリート設計基準強度に応じた金属拡張アンカーの本数及び呼び径は、次式を満たすものであると。

$$\frac{F}{N} < P$$

F: 固定部に発生する応力(kN)
 P: 第8-8表に掲げる許容引抜荷重(kN)
 (コンクリート設計基準強度)
 N: 引張力のかかるボルトの本数。ただし、 $N \geq 2$ であること。

第11-8表

金属拡張アンカーの呼び径	コンクリート設計基準強度 (N/mm ²)		
	150以上	180以上	210以上
M10	4.7 (kN)	5.7 (kN)	6.7 (kN)
M12	7.5	8.9	10.5
M16	10.9	13.0	15.0
M20	18.5	22.0	26.0

ウ 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

- (ア) 避難器具を容易に取り付けるためのフック (J I S B 2803 (フック)。離脱防止装置付きのものに限る。) 等を設けること。
- (イ) 固定ベースの重量は、第11-2表に掲げる応力の1.5倍以上のものであること。
- (ウ) 固定ベースは、鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート構造とすること。

エ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法

- (ア) 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法
- a 避難器具を容易に取り付けるためのフック (J I S B 2803 (フック)。離脱防止装置付きのものに限る。) 等を設けること。
- b 鋼材等の挟み込み部分は、固定部の柱、はり上を移動しないように十分締め付けること。
- (イ) 主要構造部又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法 (気泡コンクリートを除く。)
- a 補強用の鋼材等は、厚さ3.2mm以上で0.1m角以上の平板又はこれと同等以上の強度を有する形鋼とすること。
- b ボルトの間隔は、0.2m以上とすること。ただし、ボルト間に鉄筋がある場合は、0.15m以上とすることができる。
- c 貫通ボルト (引張り力のかかるもの) は、2本以上とし、当該ボルトは締めつけ時に回転しない措置が講じられたものであること。

(5) 避難器具用ハッチを設ける場合の施工方法

ア 避難器具用ハッチの固定方法は、前 (4)、イによるほか、次によること。

ただし、これらと同等以上の工法により設置する場合はこの限りでない。

(ア) 避難器具用ハッチを埋め込む場合の床又はバルコニー等は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とするほか、避難器具用ハッチの固定用のボルト、ブラケット及びフック等（以下「ブラケット等」という。）の強度は、次の式を満たすものであること。

$$\frac{F}{N} < S$$

F: 固定部に発生する応力(kN)
S: 材料の許容せん断荷重(kN)
(コンクリート設計基準強度)
N: ブラケット等の数。ただし、 $N \geq 4$ であること。

(イ) 外側にフランジを設けた避難器具用ハッチをバルコニー等の開口部に落とし込む場合は、フランジの強度が、第 11-2 表で求められる設計荷重に耐えられるものであること。

(ウ) アンカーにより建物本体に取り付ける構造のものにあつては、固定箇所を 4 カ所以上とすること。

(エ) フランジにより建物に取り付ける構造のものにあつては、フランジの幅は、5 cm 以上とし、4 カ所以上をボルト等でハッチ本体又は建物本体に固定できるものであること。

(オ) ボルト・ナットには、スプリングワッシャ、割ピン及びダブルナット等の緩み止めの措置が講じられていること。

(カ) ボルト・ナット等が使用者に損傷を与えるおそれのないよう措置されていること。

イ 雨水等のかかるおそれのあるバルコニー等に避難器具用ハッチを設けるに場合にあつては、コンクリート等による 3 cm 以上のかさ上げを施工し、床面等に適当な傾斜を設けるとともに、排水設備を設けること。

ウ ふたを設ける場合は、次によること。

(ア) 上ぶたは、概ね 180 度開くことができるものを除き、次によること。

a 概ね 90 度の開放状態でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。

b 手掛けを設けること。

(イ) 屋外に設けるものにあつては、下ぶたを設けること。下ぶたは、次によること。

a 直径 6 mm 以上の排水口を 4 個以上設け、又は、これと同等以上の面積の排水口を設けること。

b 概ね 90 度開くものであること。

(ウ) 足掛けを設ける場合は、滑り止めの措置が講じられていること。

エ 避難器具が、确实容易に取り付けられる構造であること。

オ 3 動作以内で容易に、かつ、确实に避難器具を展張できるものであること。

(6) 固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあつては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力を設計引き抜き荷重に相当する試験荷重を加えて確認すること。

この場合において試験荷重は、アンカーボルト等の引き抜き力を測定することのできる器具等を用いて、次の式により求められる締付トルクとすること。

$$T = 0.24DN \quad T: \text{締付トルク (kN} \cdot \text{cm)}$$

$$D: \text{ボルト径 (cm)}$$

$$N: \text{試験荷重 (設計引抜荷重) (kN)}$$

(7) 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下「固定具」という。）の構造、強度及び降着面等への埋設方法

ア 固定具の構造及び強度

(ア) 固定具は、ふたを設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒（以下「固定環等」という。）を設けたものであること。

(イ) 固定環等は、次によるものであること。

- a 直径16mm以上のJIS G 4303（ステンレス鋼棒）又はこれと同等以上の強度及び耐食装置が講じられていること。
- b 環にあつては、降着面等に対し第11-9表の引張荷重に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた鋼材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。

第11-9表

袋 長 (m)		荷重 (kN)	荷重方向 (下部支持装置の展張方向)
斜降式	袋長1.5以下のもの	2.85	仰角25度
	袋長1.5を超え3.0以下のもの	5.25	〃
	袋長3.0を超え4.0以下のもの	6.45	〃
	袋長4.0を超えるもの	7.50	〃

c 横棒にあつては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を90度鉛直方向に曲げ、降着面等に対し第8-9表の引張荷重に耐えられるように十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられたものであることとし、横棒を箱に固定する工法による場合は、箱に引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

(ウ) ふた及び箱は、次によるものであること。

- a 車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）又はこれと同等以上の耐食性を有するものであること。
- b ふたは、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、ふたの表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されているものであること。

- c 箱の内部に雨水等が滞留しないような有効な水抜き措置が講じられていること。
- d 箱は、内部の清掃が容易にできる大きさであること。

イ 固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。

- (ア) 固定部から救助袋を緩みのないよう展張した場合、降着面等とおおむね 35 度となる位置とすること。

また、袋本体に片たるみを生じない位置で、避難空地内であること。

- (イ) 土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。
- (ウ) 通行の支障とならないように設けること。

4 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合次によること。

- (1) 不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建基政令第 112 条の規定による場合にあっては、当該規定によること。
- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障ない広さであること。
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1.8m 以上、幅 0.75m 以上の防火戸を設けること。
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5m 以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- (8) 上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面から距離が 1.2m 以上になるように設けること。直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね 180 度開くものを除き、取付面と 90 度以上の角度でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

5 共同住宅等の設置方法について

1. 避難器具の設置場所

- (1) 避難器具は原則として避難上支障のない廊下又はバルコニー等へ設けること。
- (2) 避難器具は階段付近には設けてはならない。

(3) 直通階段等より最遠部の位置に設けること。(2方向避難確保)

2. 避難器具の適用について

共同住宅、事業所及び飲食店等においては、原則として避難はしごを設けること。

3. 避難器具(つり下げはしご)の開口部の位置について

(1) 開放型バルコニー等へ設置すること。

(2) バルコニー等に隔板(フレキ板)を設ける場合においては、原則としてはしご等の開口部の距離を概ね1m以上(最低80cm以上)離すこと。なお、隔板の幅員は60cm以上で、高さ0.8m以上で容易に破壊できるものとし避難経路である旨、避難の際の使用法、避難に支障となる物品等を置くことを禁じる旨の表示をすること。

(3) 吊り下げはしごによる降下の際には建物に背を向けるように設けること。ただし、転落防止のための措置を講じた場合は、この限りでない。

(4) 避難階の降下地点は、車両等が止められないよう措置を講じること。

(5) 原則として直下階のバルコニー等に相互に同一線上にならないようにすること。

(上下の水平距離を1m以上保つこと)また、設置例のとおり各階において同位置にあるバルコニー内に収めるよう配置すること。

(6) 窓等の開口部から概ね50cm以上の距離を設けること。ただし、50cm以上の距離をとることができない場合はこの限りでない。

(7) 隔板(フレキ板)の反対側に設置する、はしごの開口部分は建物端(手摺の内側)から60cm以上離すこと。

※バルコニー等とは、耐火構造で直接外気に開放された部分を有し、煙が充満しない構造とし、概ね2㎡以上の面積及び幅60cm以上を有すること。尚、周囲は、110cm以上の手すり、壁、さく又は金網を堅固に固定すること。

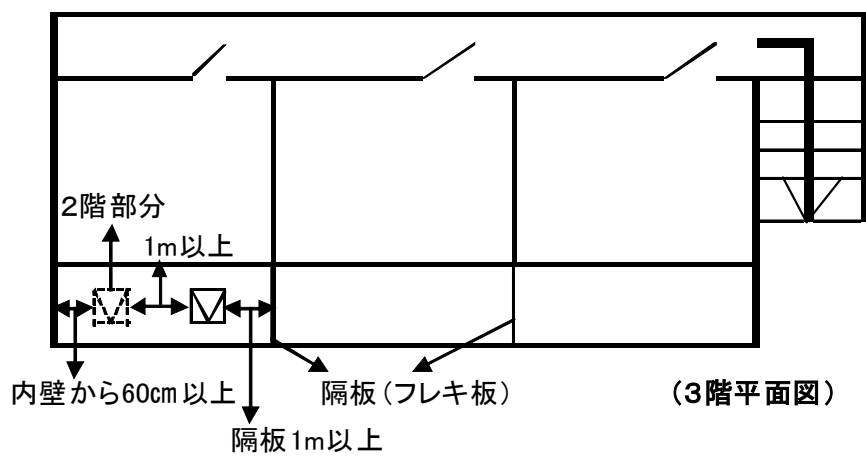
(ア)容易に破壊できるとは、厚さ6mm以下の石綿板中棧なしとする。

(イ)屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は75cm以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さは15cm以下であること。

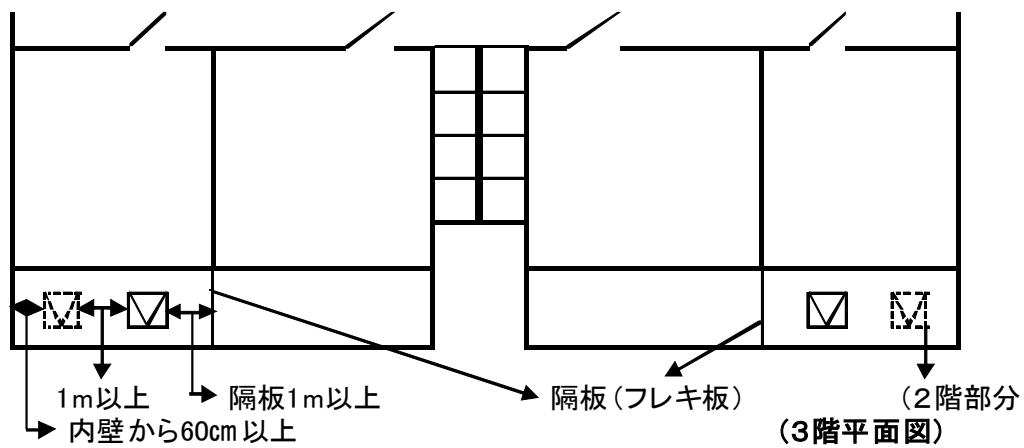
(8)

設置例

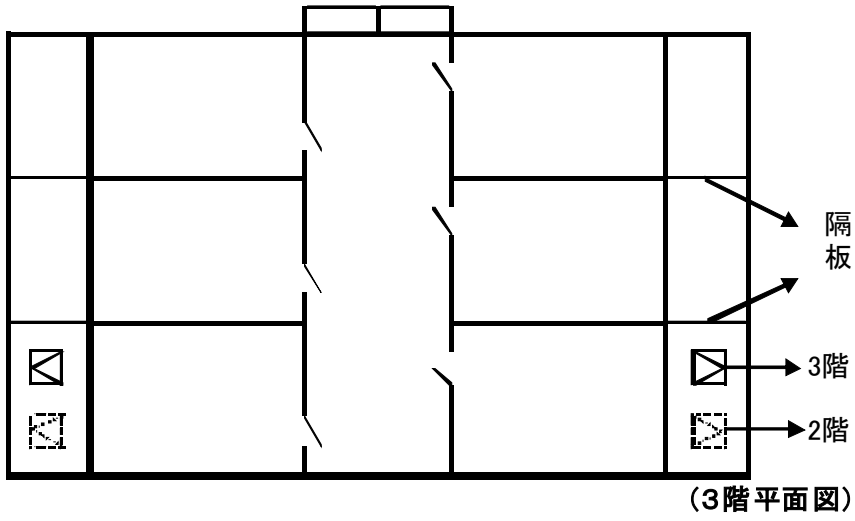
(例1)



(例2)



(例3)



(3階平面图)